

お知らせ

北海道の施行にかかる夕張郡栗山町の一部（継立北部地区）の土地改良法に基づく道営換地処分について、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により、令和7年2月25日付をもって公告があったので、同法第116条の規定により下記不動産の登記申請並びに登記事項証明書、登記事項要約書の交付及び公図・地積測量図等の閲覧・写しの交付については、換地処分の登記が完了するまで事務を停止します。

令和7年2月26日
札幌法務局岩見沢支局

記

事務停止区域

夕張郡栗山町の一部

（継立北部地区）

事務停止予定期間

令和7年2月26日～令和7年4月下旬